

埼整三二情報

平成 28 年 11 月 25 日
公益社団法人
埼玉県柔道整復師会
(総務部)

《総務部》 理事会「会議メモ」等報告

①平成 28 年 6 月 24 日(金) 第 3 回理事会

第 1 号議案 新入会員承認の件について

大宮支部：小熊 重幸会員、川越支部：古賀 和久会員、埼玉支部：井上 洋史会員 3名が承認可決した。

第 2 号議案 諸規程についての承認の件について

①個人情報保護規程②個人情報保護に関する基本方針③特定個人情報取扱規程④特定個人情報等取扱事務要領⑤特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針⑥備品貸出に関する規程を平成 28 年 7 月 1 日から施行することで承認可決した。

第 3 号議案 選挙管理委員会からの要望について(回答)の承認の件について

選挙管理委員会に担当理事(専務)が出席し、回答していくことで原案どおり承認可決した。

第 4 号議案 定時総会の承認の件について

29 年度定時総会は平成 29 年 5 月 21 日(日)埼玉県民健康センターにて開催することで承認可決した。

②平成 28 年 8 月 26 日(金) 第 4 回理事会

第 1 号議案 新入会者の入会承認について

草加八潮支部：奥山拓哉会員(7 月書面決議にて承認)、埼玉支部：米倉晋一郎会員 2 名承認可決。

第 2 号議案 準会員の入会承認の件について

東部支部：倉本裕也準会員(倉本浩会員ご子息)が承認可決した。

第 3 号議案 諸規程についての承認の件について

選挙規程の第 4 条(選挙管理委員の選任)第 6 条(委員会の組織)について変更していくことで承認可決した。

第 4 号議案 特定資産準備積立金取崩しの承認の件について

会館下水工事並びに会館内改修費用として約 200 万円を減価償却引当金から取崩していくことで承認可決した。

③平成 28 年 10 月 28 日(金) 第 5 回理事会

第 1 号議案 役員月額報酬見直しの承認の件について

常務理事 1 名について当初設定した月額に対し今年度執務が多いことにより俸給の変更をしていくことで承認可決した。

報告事項

①平成 28 年 10 月 18 日(火) 国保連と協議会並びに勉強会を開催した。

②平成 28 年 11 月 5 日(土) 午前 9 時～埼玉県立武道館において市民公開講座(少年少女柔道教室)を開催した。講師 杉本美香先生他 1 名 参加者 360 名

③平成 28 年 11 月 9 日(水) 午前 10 時～午後 4 時 運営組織及び事業活動の状況に関する立入検査が本会事務局にて行政立入職員 2 名により実施された。このことは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき 3 年に 1 度の立入検査となります。事務上の手続き等改善の指摘がありました。その他については特に指摘はありませんでした。

④平成 29 年 3 月 12 日(日) 午前 9 時 30 分～ソニックシティにおいて第 39 回関東学術大会埼玉大会開催

○研究発表は川越支部：寺嶋竜太会員

○特別講演 慈眼寺住職 大阿闍梨 塩沼 良潤 師

【修験道の中でも最も過酷な荒行といわれる千日回峰行を、吉野山金峯山寺千三百年の歴史で二人目に満行した塩沼良潤阿闍梨。想像を絶する修行を乗り越え塩沼師が掴んだ人生の真理とは何か。貴重なお話を聴かせていただきます。】

《保険部》(療養費支給申請書に係る Q & A)

Q：保険者から施術録と問診票の写しを求められているが、個人情報の観点から拒否できるのか？

A：保険者は、支給申請書の審査権や患者への調査権がありますので、「留意事項通知 6 の 2」において保険者から提示を求められた場合は「速やかに応じること」となります。

最近の柔道整復師に関する療養費取扱に関する新聞報道記事

・H28.10.9 毎日新聞朝刊記事 厚生労働省は、柔道整復師の施術に公的医療保険を適用する療養費制度について、不正請求対策を強化する方針を固めた。不正の疑われるケースは接骨院などにカルテなど関連資料の提出を義務付ける等……
厚生省はこうした不正請求に早期に対応できるように、全国健康保険協会(協会けんぽ)などがつくる審査機関「柔道整復審査会」が「部位転がし」など不正請求が疑われる施術所の診療報酬書(レセプト)……

※日整見解：毎日新聞(10.9) 社会面に掲載の記事は 2 点について見過ごし難い内容であり、公的保険制度である柔道整復療養費の適正な社会的判断を揺るがすものです。「カルテ」「診療報酬明細書」は、柔道整復療養費では使用されず、正確には「施術録」「柔道整復施術療養費支給申請書」であります。協会けんぽなどがつくる審査機関の構成が保険者のみであるとの誤解を招く可能性があると思われませんが、今後「柔整審査会」の権限強化については「工程表」にて、厚生労働省、日整、保険者での確な「工程表」内容を作成することとなっていますのでご安心下さい。

H28.10.12 読売新聞夕刊記事 療養費不正対策強化(部位替え請求重点審査)……

※日整の見解：療養費に係る記事への読売新聞夕刊社会面(10.12)に掲載の「柔道整復師 療養費不正 対策を強化」の記事は昨年 11 月からの療養費不正・詐欺事件への対応として、去る H28.8.30 に厚生労働省が公表した、今後の「柔道整復療養費検討専門委員会」報告書についての記事です。この記事は、日本柔道整復師会の柔整療養費の適正化という課題対応に則った内容で、今後この適正化を具体的に実施するための「工程表」について、誠意努力してまいりますので、ご安心下さい。

H28.10.16 読売新聞朝刊(編集手帳) 柔道整復師による療養費の不正請求が後を絶たず、厚生労働省が対策を強めるという。一人の患者の負傷箇所を次々とでっち上げては保険適用の申請をする。そうした手口は「部位転がし」と呼ばれると本誌の記事で知った……

H28.11.17 産経新聞朝刊 詐欺グループ 16 人摘発

富士見市や川越市などでわざと事故を起こし治療費等を保険会社に請求(約 4600 万円)後で痛みが出たと整骨院で診断書を得ていた。整骨院も近く摘発する方針(記事要約)

H28.11.22 埼玉・東京新聞朝刊 保険金を不正受給(県南西部消防本部)

消防職員が高校時代の同級生の整骨院院長と結託しけがをしてないのにスポーツ安全保険などの保険金を不正請求し受給していた。(6 名の職員は懲戒免職)……

●柔道整復師不正請求に係る一連の報道について

昨年 11 月に起きた反社会的勢力による社会保障費の詐欺事件。柔道整復師の名誉を深く傷つけたことは大変遺憾であり怒りさえ感じています。また、多くの国民の方々は、全ての柔道整復師の一举一動を疑いの眼をもって注視しています。また今回の報道による事件を重く受け止め、国民にとって信頼回復に努めるよう安心で安全な療養に努めるよう、また、会員が患者さん並びに保険者との信頼関係を失ふることのないよう本会会員は業務に対して真摯に取り組んでいただくための対応策について、下記の通り留意願います。

- 1 施術録が療養費支給申請の根源をなすものであることを再認識し、施術後すみやかに負傷原因その他の必要事項を明確に記載し、適正な支給申請の証拠として整備しておくこと。
- 2 領収証は必ず発行をすること。(交付が義務付けられている)
- 3 患者さんに対して常に親切丁寧に施術について等必要な説明を行うとともに、適正な療養費支給申請を行っていることを理解していただくように努め、柔道整復師としての職業倫理の確立に努力していただきたいこと。

行事予定

・H28.12.14(水) 午後 1 時～顧問医保険相談日

・H29.3.12(日) 午前 9 時 30 分～ソニックシティ

(公社) 日本柔道整復師会第 39 回関東学術大会埼玉大会

・H29.5.21(日) 午前 10 時～ 埼玉県民健康センター
定時総会

・H29.6.4(日) 午前 10 時～深谷ビクタートル

第 40 回埼整柔道大会

慎みてお悔やみ申し上げます

柏谷 正雄会員(川口支部) 28.8.6

大久保貴行会員(埼玉支部) 28.8.11

松浦 一浩会員(中央支部) 28.9.1

明石 一会員(秩父支部) 28.10.19